

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-271)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告 示

○生活保護法による医療機関の指定	(保護課)	七一
○生活保護法による施術機関の指定	(保護課)	七二
○生活保護法による指定医療機関等の変更(廃止、休止)の届出	(保護課)	七二
○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項(変更)の届出	(地域産業課)	七三
○土地改良区の役員の就任の届出	(土地改良指導課)	七四
○土地改良区の定款の変更の認可	(土地改良指導課)	七五
○道営土地改良事業計画の決定(二件)	(土地改良指導課)	七五
○道営土地改良事業変更計画の決定	(土地改良指導課)	七五
○土地改良法によらない道営事業計画の決定	(土地改良指導課)	七五
○特定調達契約に係る入札の公告	(資源管理課)	七五
○知事権限に係る保安林の指定の予定	(治山課)	七七
○知事権限に係る保安林の指定	(治山課)	七七
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	七七
○特定調達契約に係る入札の公告	(建設部総務課)	七七
○基本測量の実施の通知	(建設部総務課)	七九
○公共測量の実施の通知	(建設部総務課)	七九
○北海道測量業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則の一部改正	(建設部総務課)	七九
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の開始	(道路計画課)	七九
○道路の区域の変更及び供用の開始	(道路整備課)	七九
○市町村の決定に係る都市計画に関する図書の写しの縦覧	(都市計画課)	八〇
○市町村の決定に係る都市計画の変更に関する図書の写しの縦覧	(都市計画課)	八〇
○土地区画整理組合の解散の認可	(都市環境課)	八〇
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園下水道課)	八〇
支庁告示		
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了		八一
○建築基準法による道路の位置の指定		八一
支庁公告		
○消防用設備等保守点検業務の事業概要調査の実施		八一

○排水設備清掃業務の事業概要調査の実施
○庭園管理業務の事業概要調査の実施
○公募型プロポーザルの実施

道教育庁留萌教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示

道教育庁実習船管理局告示

○特定調達契約に係る入札の公告

道公安委員会告示

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示

道警察本部告示

○一般競争入札に係る資格に関する公示
○一般競争入札の実施に関する公示

胆振海区漁業調整委員会公告

○北海道情報公開条例の施行に関する胆振海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程

宗谷海区漁業調整委員会公告

○北海道情報公開条例の施行に関する宗谷海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程

告 示

北海道告示第849号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成13年5月11日

名 称	又 は 氏 名	所 在 地	又 は 住 所	指 定 年 月 日
医療法人社団 とくち内科胃腸科フアミリークリニック	あ し の 医 院	北見市南仲町1丁目4-12		平成12.4.19
ひこばえの会 恵庭みどりのクリニック		恵庭市緑町2番地		同 13.3.1
こがしクリニック帯広大和田心療内科		帯広市大通南13丁目5番地	せんり	同 13.4.1
		帯広市大通南13丁目5番地	ん会館5階	
		帯広市白樺16条東20丁目10	サンプラ	同
		イヌビル205		

みづもと小児科	北見市春光町2丁目155-5	平成13.4.16
小野沢整形外科	空知郡上富良野町南町2丁目1054-301	同 13.4.2
医療法人秀真会 上磯藤岡眼科	上磯郡上磯町七重浜7丁目10番8号	同 13.4.5
医療法人社団 早坂内科クリニック	函館市本通2丁目21番25号	同 13.4.1
医療法人社団 青木眼科 えにわ眼科	恵庭市末広町129番地3	同 13.4.16
医療法人社団 さとう内科医院	虻田郡倶知安町北2条西2丁目18番地	同 13.4.1

医療法人社団 黒川町整形外科クリニック	余市郡余市町黒川町3丁目25番地	同
医療法人社団 遠藤内科医院	芽部郡森町字御幸町29-1	同
京田齒科医院	函館市柏木町24-17	同 13.2.1
三國フアミリー歯科	登別市鷺別町4丁目16番地1	同 13.3.15
くりやま歯科クリニック	上川郡鷹栖町南1条6丁目1番3号	同 13.2.15
中島歯科医院	室蘭市母恋北町2丁目3番1号	同 13.4.1
おみ歯科クリニック	河西郡芽室町芽室南4線17	同 13.4.3
当麻歯科クリニック	上川郡当麻町4条南3丁目1-27	同 13.4.2
赤平フアミリー歯科クリニック	赤平市東文京町3丁目1	同 13.4.18
医療法人社団 やました歯科医院	河西郡中札内村東1条南3丁目30番地	同 13.4.1
佐賀齒科医院	苫小牧市豊川町3丁目25番18号	同 13.4.16
杉村齒科医院	同 ときわ町4丁目25番26号	同 13.1.1
アイン薬局 釧路春採店	釧路市春菜7丁目9番15号	同 13.3.1
有限会社エムネットこぶし調剤薬局	滝川市大町1丁目1番14号	同
有限会社ためくにアクスえためくに調剤薬局	北見市春光町2丁目155-6	同 13.4.1
株式会社 日下部薬局	斜里郡斜里町本町32番地5	同 13.3.1
スリア調剤薬局 日新店	苫小牧市日新町2丁目7番地15号	同 13.4.1
スリア調剤薬局 三光店	同 三光町2丁目5番地5号	同
ポニー調剤薬局 恵庭緑町店	恵庭市緑町6番地1	同
おもと薬局 上磯店	上磯郡上磯町七重浜7丁目10番7号	同 13.4.2
アイン薬局 美瑛店	上川郡美瑛町中町4丁目100-104	同 13.3.15
日本調剤 長万部薬局	山越郡長万部町字長万部18番地30	同 13.4.1

おもと薬局 大手町店	函館市大手町18番8号	同 13.4.2
クスリのスズラン 本町店	同 本町25番13号	同 13.2.23
すみれ調剤薬局 厚岸店	厚岸郡厚岸町字住の江町3番61	同 13.4.2
株式会社 鎌澤薬局	同 浜中町霧多布東1条1丁目35番地	同 13.4.16

北海道告示第850号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第19条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術機関を次のとおり指定した。

平成13年5月11日

名称又は氏名	所在地又は住所	北海道知事 堀 達也
渡辺 整 骨 院	千歳市春日町1丁目3-4	平成13.3.13

北海道告示第851号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項の規定により、指定医療機関等から次のとおり届出があった。

平成13年5月11日

名称又は氏名	所在地又は住所	北海道知事 堀 達也
あし の 医 院	北見市北5条西4丁目 MSビル3F	平成13.2.27 廃止
下川内科医院	留萌市開運町1丁目2番1号	同 13.3.31 同
北海道立原口診療所	松前郡松前町字原口517-4	同 13.4.1 同
北海道立青山診療所	石狩郡当別町青山奥2139-34	同
北海道立千栄診療所	沙流郡日高町字千栄135番地	同
方安庵 浜町クリニック	苫小牧市浜町2丁目4-13	同 13.3.31 同
医療法人社団 藤山整形外科医院	小樽市稲穂1丁目3番13号	同 13.3.30 同
医療法人社団 寺山眼科医院	千歳市千代田町3丁目5番地 3丁目セントラルビル2階	同 13.5.31 休止
やました歯科医院	河西郡中札内村東1条南3丁目30番地	同 13.3.31 廃止
さとう内科医院	虻田郡倶知安町北2条西2丁目18番地	同
黒川町整形外科クリニック	余市郡余市町黒川町3丁目25	同

域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成十三年九月十一日までに北海道空知支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成十三年五月十一日

北海道知事 堀 達也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社坂本

美幌市西3条南2丁目1番6号

代表取締役 毛利 清徳

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

美幌ショッピングモール

美幌市東3条北4丁目1093番6ほか

- (3) 変更しようとする事項

事項	店舗面積の計	駐車場の収容台数	駐輪場の収容台数	荷さばき施設の面積	廃棄物等の保管施設の容量
(変更前)	2,940㎡	128台	75台	29,50㎡	137.94㎡
(変更後)	3,426㎡	212台	151台	34,90㎡	144.68㎡

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者名	代表者名	住 所	開店時刻	閉店時刻
旭川電気軌道株式会社	代表取締役 豊島 弘通	旭川市3条通18丁目左3号	午前10時	午後9時
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 樹	札幌市東区北24条東20丁目1番24号	午前10時	午後9時

(変更後)

小売業者名	代表者名	住 所	開店時刻	閉店時刻
旭川電気軌道株式会社	代表取締役 豊島 弘通	旭川市3条通18丁目左3号	午前10時	午後9時

株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 樹	札幌市東区北24条東20丁目1番24号	午前10時	午後9時
株式会社美盛堂	代表取締役 田岡 正	美幌市大通西1条南2丁目1番1	午前10時	午後9時

イ 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 3か所 (変更後) 4か所

- (4) 変更する年月日

平成十三年12月27日

- (5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時30分から午後6時まで

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後9時まで

- 2 届出年月日

平成十三年4月26日

- 3 届出書等の縦覧

- (1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道空知支庁商工労働観光課

- (2) 縦覧期間

平成十三年5月11日(金)から9月11日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

- (3) 縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第853号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、三石土地改良区から、次のとおり役員の新任の届出があった。

平成十三年5月11日

就任年月日 理事・監事の別氏名 住 所
平成十三年3月30日 監 事 元 茂 光 春 三石郡三石町字清瀬28番地

北海道告示第 854 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成13年5月11日

北海道知事 堀 達 也

認可年月日	土地改良区名
平成13. 4. 24	江部乙土地改良区
同	旭沢土地改良区
同	秩父別土地改良区
同 13. 4. 25	幌加内土地改良区
同	訓子府土地改良区
同 13. 4. 27	新十津川土地改良区
同	北海土地改良区

北海道告示第 855 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（厚沢部地区中山間地域総合整備（農業用排水、農道、ほ場整備、客土、暗きよ、農地防災、心土破砕、除礫、土壌改良））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道釧路支庁に備え置いて、平成13年5月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年5月11日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 856 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（南幕別地区畑地帯総合整備【担い手育成型】（農業用排水、農道、暗きよ、土層改良、区画整理））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成13年5月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年5月11日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 857 号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成13年5月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年5月11日

北海道知事 堀 達 也

地区名	事業の種類	縦覧場所
向 精	中山間地域総合整備（農業用排水、ほ場整備、客土、暗きよ）	北海道上川支庁
釧 路 東	広域営農団地農道整備	北海道釧路支庁
南 知 床	中山間地域総合整備（農道、暗きよ）	北海道根室支庁

北海道告示第 858 号

道営ビヤシリ上流地区農村総合整備（営農用水）事業の事業計画を定めた。
その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成13年5月14日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年5月11日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 859 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成13年5月11日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

- 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船北王丸上架修理工事 一式
- 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- 履行期日 平成13年8月14日
- 履行場所 造船所
- 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。
 - 平成13年北海道告示第19号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
 - 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - 総トン数500トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。
 - 造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備（特種上架台及び斜路）を有すること。
- 条件付一般競争入札参加資格の審査
 - この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする

者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成13年5月11日から28日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道水産林務部資源管理課

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 28 - 423

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道水産林務部資源管理課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道庁10階 1号会議室（郵送による場合は、郵便番号 060

- 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林

務部資源管理課）

(2) 入 札 日 時 平成13年6月22日 午後2時（郵送による場合は、必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道水産林務部資源管理課

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 28 - 423

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をも

って入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 その他

(1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道水産林務部資源管理課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道水産林務部資源管理課

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 28 - 423

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

A. Nature and quantity of the services to be procured: Fishery inspection vessel

HOKUO-MARU Repair Service 1 Set.

B. Bid tendering date and time: 2:00 P. M., June 22, 2001.

C. Contact point for notice: Marine Resource Management Division, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Kita 3-Jo, Nishi 6-Chome, Chuou-Ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan

Phone: 011-231-4111 Ext. 28-423

北海道告示第 860 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成13年 5月11日

北海道知事 堀 達 也

1 保安林予定森林の所在 常呂郡佐呂間町字浜佐呂間251の1、252の3、252の16、252の17

2 指 定 の 目 的 風害の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び佐呂間町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 861 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成13年 5月11日

北海道知事 堀 達 也

1 保安林の所在 場所 標津郡中標津町字中標津1265の1・1265の3・1271の2・1423の3・1637・1759の2・1759の3・1760の2・2001の7

（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、1266、1636、1760の1、字当幌1581（次の図に示す部分に限る。）、1582

2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室支庁経済部林務課及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 862 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成13年 5月11日

北海道知事 堀 達 也

1 解除予定保安林の所在 場所 石狩郡新篠津村5036・5053（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道石狩支庁経済部林務課及び新篠津村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 863 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成13年 5月11日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項 北海道知事 堀 達 也

(1) 調達をする物品等の名称及び数量
ア パーソナルコンピューター等の賃貸借その1（1月当たりの単価）

ノートパソコン 61台

プリンター 5台

イ パーソナルコンピューター等の賃貸借その2（1月当たりの単価）

ノートパソコン 38台

プリンター 5台

第1261号

報 告 要 求 書

北 道 道 道

ア及びイについては、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 借 上 期 間 平成13年8月1日から平成14年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成16年7月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。 (4) 納 入 場 所 別途指示する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。 (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載のハードウェア要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の3及び4に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成13年5月11日から6月8日まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申 請 書 類 の 提 出 先 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁別館3階建設部会議室（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8588 北海道建設部総務課） (2) 入 札 日 時 平成13年6月21日 午前11時 （郵送による場合は、平成13年6月20日までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。	(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部総務課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 落 札 者 の 決 定 方 法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契 約 書 作 成 の 要 否 10 そ の 他 (1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道建設部総務課 イ 所 在 地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 11 Summary A . Nature and quantity of the products to be procured :
--	---

1. Nature
① a. Personal Computer
b. Printer
② a. Personal Computer
b. Printer
2. Quantity
① a. 61 set
b. 5 set
② a. 38 set
b. 5 set
B. Date and time for tender : 11 : 00 A. M. June 21, 2001.
C. Contact point of notice : General affair Division, Department of Construction,
Hokkaido Government, Kita 3, Nishi 6, Chuou-Ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan
Phone : 011-231-4111 Extension. 29-113

北海道告示第 864 号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による通知があった。

平成13年5月11日

- | | | | | | |
|---|------|--|-------|---|----|
| 1 | 作業種類 | 基本測量（精密測地網高度基準点測量） | 北海道知事 | 堀 | 達也 |
| 2 | 作業期間 | 平成13年8月20日から10月2日まで | | | |
| 3 | 作業地域 | 美幌市、江別市、千歳市、苫小牧市、厚田村、新十津川町、石狩市、当別町、栗沢町、由仁町、穂別町、厚真町 | | | |

北海道告示第 865 号

石狩川開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成13年5月11日

- | | | | | | | |
|---|-----------------|------|-------|-------|---|----|
| 1 | 作業種類 | 公共測量 | 3級基準点 | 北海道知事 | 堀 | 達也 |
| 1 | 道路の種類 | 道路 | | | | |
| 2 | 道路の路線名、区域及び縦覧場所 | | | | | |

- | | | |
|---|------|---------------------|
| 2 | 作業期間 | 平成13年4月23日から7月16日まで |
| 3 | 作業地域 | 札幌市南区定山溪 |

北海道告示第 866 号

昭和36年北海道告示第2461号（北海道測量業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則）の一部を次のように改正する。

平成13年5月11日

北海道知事 堀 達也
場所の事項中「北海道建設部管理課内」を「北海道建設部総務課用地管理室内」に改め、閲覧規則第1条第2項及び第3項中「建設部管理課長」を「建設部総務課用地管理室長」に改める。

北海道告示第 867 号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり開始する。

平成13年5月11日

- | | | | | | |
|---|--------|--|-------|---|----|
| 1 | 路線名 | 白糠町道乳舌泊別線 | 北海道知事 | 堀 | 達也 |
| 2 | 工事区間 | (1) 白糠郡白糠町庶路37番1地先から
白糠郡白糠町庶路36番22地先まで
(2) 白糠郡白糠町庶路36番17地先から
白糠郡白糠町庶路87番3地先まで | | | |
| 3 | 工事の種類 | 改築 | | | |
| 4 | 工事開始の日 | 平成13年5月18日 | | | |

北海道告示第 868 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年5月11日

北海道知事 堀 達也

路 線 名 区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
尾田豊頃停車場線	中川郡豊頃町茂岩末広町２番地先から 中川郡豊頃町茂岩本町318番地先まで	前 14.81 m から 44.20 m まで	745.70 m	—	北海道帯広土木現業所
美里別本別停車場線	中川郡本別町西美里別33番 6 地先から 中川郡本別町西美里別33番 6 地先まで	後 14.81 m から 41.79 m まで	750.00 m	—	同
		前 15.00 m から 23.90 m まで	50.00 m	—	
		後 20.60 m から 49.60 m まで	50.00 m	—	

北海道告示第 869 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第 2 項の規定により、次に掲げる市町村が決定した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成13年 5 月11日

都 市 計 画 の 種 類	市町村名	北海道知事 堀 達 也
札幌圏都市計画第一種市街地再開発事業	札 幌 市	
八雲都市計画緑地	八 雲 町	

北海道告示第 870 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、次に掲げる市町村が変更した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成13年 5 月11日

都 市 計 画 の 種 類	市町村名	北海道知事 堀 達 也
函館圏都市計画用途地域	函 館 市	
函館圏都市計画地区計画（函館駅周辺地区）	函 館 市	
函館圏都市計画防火地域及び準防火地域	函 館 市	
室蘭圏都市計画地区計画（中央地区）	室 蘭 市	
室蘭圏都市計画公園	室 蘭 市	
小樽都市計画公園	小 樽 市	
八雲都市計画特別工業地区	八 雲 町	

北海道告示第 871 号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第 2 項の規定により、平成13年 4 月26日次の土地区画整理組合の解散を認可した。

平成13年 5 月11日

1 組 合 の 名 称	留萌市潮静第二土地区画整理組合	北海道知事 堀 達 也
2 事務所の所在地	留萌市潮静 3 丁目28番地	

北海道告示第 872 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成13年 5 月11日

1 施 行 者 の 名 称	美眼市	北海道知事 堀 達 也
---------------	-----	-------------

2 都市計画事業の種類及び名称	美眼奈井江都市計画下水道事業 美眼公共下水道
3 事業の施行期間	昭和55年 1 月22日から平成19年 3 月31日まで

4 事業地	変更なし
(1) 収用の部分	昭和55年北海道告示第167号、昭和61年北海道告示第780号、平成元年北海道告示第1456号、平成 3 年北海道告示第1123号、平成 4 年北海道告示第1010号、平成 6 年北海道告示第1888号、平成 8 年北海道告示第1628号、平成10年北海道告示第917号及び平成12年北海道告示第760号の事業地のうち美眼市字茶志内及び字チャシユナイ地内
(2) 使用の部分	において事業地を変更する。

支 庁 告 示

北海道渡島支庁告示第11号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年5月11日

北海道渡島支庁長 泉 川 睦 雄

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 上磯郡上磯町七重浜4丁目343番1のうち（第一工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 函館市富岡町3丁目16番18号 株式会社ハウジングコバヤシ 代表取締役 小林 晴二
- 3 開発許可年月日及び番号 平成13年3月21日 渡建指第12 - 13号

北海道渡島支庁告示第12号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図書は、八雲町に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成13年5月11日

北海道渡島支庁長 泉 川 睦 雄

- 1 指 定 番 号 渡建指第13 - 1号
- 2 指 定 年 月 日 平成13年4月26日
- 3 道 路 の 位 置 山越郡八雲町元町27番24、27番25、29番9
- 4 道 路 の 幅 員 6.00m
- 5 道 路 の 延 長 28.04m
- 6 申請者の住所及び氏名 静岡県三島市徳倉1丁目5番29号 工藤 忠美

支 庁 公 報

消防用設備等保守点検業務の事業概要調査を次のとおり実施する。

平成13年5月11日

北海道上川支庁長 馬 籠 久 夫

- 1 調 査 の 目 的 平成13年度において北海道上川合同庁舎（旭川市永山6条19丁目）消防用設備等保守点検業務委託契約の指名競争入札参加業者を選考する場合の基礎資料とす

る。
2 調 査 の 対 象 北海道上川合同庁舎消防用設備等保守点検業務委託契約の指名競争入札に参加を希望する者（以下「指名競争入札参加希望者」という。）であって、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 平成13年5月1日現在において引き続き2年以上この調査に関する事業を営んでいること。
- (5) 調査書を提出する日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、入札に参加しようとする契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (6) 道税を滞納していないこと。
- (7) 平成13年5月1日現在において、本店又は営業所等事業所（以下「事業所等」という。）を旭川市内に有していること。
- (8) 従業員の中に消防設備点検資格者免状の交付を受けている者が4名以上いること。
- (9) (7)に掲げる旭川市内の事業所等に、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の6に規定する次の消防設備士免状の交付を受けている者がいること。
甲種第1類又は乙種第1類、甲種第3類又は乙種第3類、甲種第4類又は乙種第4類
調査対象者の特例
- 3 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)及び(5)に掲げる要件は、適用しない。
(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。
- 4 調 査 の 方 法 指名競争入札参加希望者は、5に定める提出書類を北海道上川支庁長に提出するものとする。
- 5 提 出 書 類

第1261号

報 告 公 開 規 則

- (1) 消防用設備業者事業概要調査書 (別記第1号様式)
- (2) 事業実績書 (別記第2号様式)
- (3) 技術者名簿 (別記第3号様式)
- (以上3点の書類の用紙は、北海道上川支庁総務部会計課管財係で配布する。)
- (4) 法人の登記簿謄本又は現在事項全部証明書
- (5) 定款の写し
- (6) 納税証明書
- (7) 3に規定する調査対象者の特例を適用するときは、当該要件を証明する書類
- 6 提出書類の提出期限
- 平成13年5月23日 (水)
- (郵送の場合は、平成13年5月23日までの消印のあるもの限り受け付ける。)
- 7 提出書類の提出先
- (1) 提出先の名称 北海道上川支庁総務部会計課管財係
- (2) 提出先の所在地 郵便番号 079 - 8610 旭川市永山6条19丁目
電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 2225
- 8 そ の 他
- この調査は、入札指名業者の選考を目的とするが、指名競争入札の参加者として指名した場合以外は、結果を通知しない。

別記第1号様式

消防用設備業者事業概要調査書

北海道上川支庁長 様 年 月 日

住 所 (主たる事業所の所在地)
名 称 (名称及び代表者氏名) ⑪
電話番号
担当となる営業所等
住 所
氏 名
電話番号
(担当者氏名)

消防用設備等保守点検業者としての事業概要について、関係書類を添えて提出します。
なお、記載事項及び添付書類のすべては、事実と相違ないことを誓約します。

事 業 概 要	
1 設 立 年 月 日	年 月 日 (営業年数 年)
2 資 本 金	千円
3 従 業 員 数	人
4 消防用設備等関係技術者 (延べ人数)	消 防 設 備 士
	甲1 甲2 甲3 甲4 甲5 乙1 乙2 乙3 乙4 乙5 乙6 乙7
	消防設備点検資格者
	電気工事士
5 平成12年(度)の事業実績 自 年 月 日 至 年 月 日 (消防用設備等保守点検 関係に限る。)	自家用発電設備 専 門 技 術 者
	技 術 者 の 実 人 数
	第1種 第2種 第1種 第2種
	北海道 他官庁 その他 計
5 平成11年(度)の事業実績 自 年 月 日 至 年 月 日 (消防用設備等保守点検 関係に限る。)	北海道 他官庁 その他 計
	千円 千円 千円 千円
	千円 千円 千円 千円
	千円 千円 千円 千円

添付書類

- 1 事業実績書 (別記第2号様式) 1通
- 2 技術者名簿 (別記第3号様式) 1通
- 3 事業実績書に記載のある契約に係る契約書の写し (各年度ごとに主な契約に係るものの1件分) 1通
- 4 法人の登記簿謄本又は現在事項全部証明書 (提出時から3か月以内のもの) 1通
- 5 定 款 の 写 し 1通
- 6 納 税 証 明 書 (道税に係るもの) 1通

別記第2号様式

事業実績書

作業年度ごとに作成のこと。(過去2年分)

契 約 先	業 務 内 容	契 約 期 間	金 額(千円)
北			
海			
道			
小 計			
他			
官			
庁			
小 計			
そ			
の			
他			
小 計			
合 計			

技術者名簿

氏 名	年 齡	最 終 學 校 名	學 科	免 許 ・ 資 格 等	經 驗 年 數	所 屬
				取 得 年		

免状等の写しを添付すること。

排水設備清掃業務の事業概要調査を次のとおり実施する。

平成13年5月11日

北海道上川支庁長 馬籠 久夫

1 調査の目的

平成13年度において北海道が発注する北海道上川合同庁舎（旭川市永山6条19丁目）排

水設備清掃業務委託契約の指名競争入札参加業者を選考する場合の基礎資料とする。

2 調 査 の 対 象

北海道上川合同庁舎排水設備清掃業務委託契約の指名競争入札に参加を希望する者（以下「指名競争入札参加希望者」という。）であって、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 平成13年5月1日現在において引き続き2年以上この調査に関する事業を営んでいること。
- (5) 調査書を提出する日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、入札に参加しようとする契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (6) 道税を滞納していないこと。
- (7) 平成13年5月1日現在において、本店又は営業所等事業所を上川支庁管内に有していること。
- (8) 高圧洗浄車及びダンパー車を自己の責任において用意し、かつ、業務を実施できること。

3 調査対象者の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)及び(5)に掲げる要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 調 査 の 方 法

指名競争入札参加希望者は、5に定める提出書類を北海道上川支庁長に提出するものとする。

5 提 出 書 類

- (1) 排水設備清掃業者事業概要調査書（別記第1号様式）
- (2) 事業実績書（別記第2号様式）
- (3) 技術者名簿（別記第3号様式）

(以上3点の書類の用紙は、北海道上川支庁総務部会計課管財係で配布する。)

- (4) 法人の登記簿謄本又は現在事項全部証明書
- (5) 定款の写し
- (6) 納税証明書
- (7) 3に規定する調査対象者の特例を適用するときは、当該要件を証明する書類
- 6 提出書類の提出期限
平成13年5月23日（水）
(郵送の場合は、平成13年5月23日までの消印のあるものに限り受け付ける。)
- 7 提出書類の提出先
(1) 提出先の名称 北海道上川支庁総務部会計課管財係
(2) 提出先の所在地 郵便番号 079 - 8610 旭川市永山6条19丁目
電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 2225
- 8 そ の 他
この調査は、入札指名業者の選考を目的とするが、指名競争入札の参加者として指名した場合以外は、結果を通知しない。

別記第1号様式

排水設備清掃業者事業概要調査書

年 月 日

北海道上川支庁長 様

住 所 (主たる事業所の所在地)

氏 名 (名称及び代表者氏名) ④

電話番号

担当となる営業所等

住 所

氏 名

電話番号

(担当者氏名

)

排水設備清掃業者としての事業概要を開係書類を添えて提出します。

なお、記載事項及び添付書類のすべては、事実と相違ないことを誓約します。

事 業 概 要			
1	設 立 年 月 日	年 月 日	(営業年数 年)

2	資 本 金		千円
3	従 業 員 数		人
4	排水設備清掃関係技術者数		人
5	平成12年(度)の事業実績 自 年 月 日 至 年 月 日 (排水設備清掃関係に限る。)	北海道 他官庁 その他 計	千円 千円 千円 千円
	平成11年(度)の事業実績 自 年 月 日 至 年 月 日 (排水設備清掃関係に限る。)	北海道 他官庁 その他 計	千円 千円 千円 千円
6	建築物における衛生的環境 の確保に関する法律に基づ く知事登録の種類 (該当業種を。で囲み、 登録保健所を付記する。)	イ 建築物清掃業 ロ 建築物空気環境測定業 ハ 建築物飲料水水質検査業 ニ 建築物飲料水貯水槽清掃業 ホ 建築物ねずみ昆虫等防除業 ヘ 建築物環境衛生一般管理業	(保健所名： (保健所名： (保健所名： (保健所名： (保健所名： (保健所名： (保健所名：

添付書類

- 1 事業実績書 (別記第2号様式) 1通
- 2 技術者名簿 (別記第3号様式) 1通
- 3 事業実績書に記載のある契約に係る契約書の写し (各年度ごとに主な契約に係るもの1件分) 1通
- 4 法人の登記簿謄本又は現在事項全部証明書 (提出時から3か月以内のもの) 1通
- 5 定 款 の 写 し 書 (道税に係るもの) 1通
- 6 納 税 証 明 書 (道税に係るもの) 1通

別記第2号様式

事業実績書 (年 月 日 ~ 年 月 日)				
契 約 先	業 務 内 容	契 約 期 間	金 額(千円)	

別記第3号様式

営業年度ごとに作成のこと。(過去2年分)

北 海 道					
小 計					
他 官 庁					
小 計					
そ の 他					
小 計					
合 計					

技 術 者 名 簿

氏 名	年 齢	最 終 学 校 名	学 歴 学 科 名	免 許 ・ 資 格 等 取 得 年	経 験 年 数	所 属

[illegible]

庭園管理業務の事業概要調査を次のとおり実施する。

平成13年5月11日

北海道上川支庁長 馬籠 久夫

一 調査の目的

平成13年度において北海道が発注する北海道上川合同庁舎（旭川市永山6条19丁目）庭園管理業務委託契約の指名競争入札参加業者を選考する場合の基礎資料とする。

2 調査の対象

北海道上川合同庁舎庭園管理業務委託契約の指名競争入札に参加を希望する者（以下「指名競争入札参加希望者」という。）であって、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 平成13年5月1日現在において引き続き2年以上この調査に関する事業を営んでいること。
- (5) 調査書を提出する日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、入札に参加しようとする契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (6) 道税を滞納していないこと。
- (7) 平成13年5月1日現在において、本店又は営業所等事業所を上川支庁管内に有していること。

3 調査対象者の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の⁽⁴⁾及び5⁽⁵⁾に掲げる要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 調査の方法

指名競争入札参加希望者は、5に定める提出書類を北海道上川支庁長に提出するものとする。

5 猫 王 冊 類

- (1) 庭園管理業者事業概要調査書 (別記第1号様式)
 - (2) 事業実績書 (別記第2号様式)
 - (3) 技術者名簿 (別記第3号様式)
- (以上3点の書類の用紙は、北海道上川支庁総務部会計課管財係で配布する。)

- (4) 法人の登記簿謄本又は現在事項全部証明書
- (5) 定款の写し
- (6) 納税証明書

- (7) 3に規定する調査対象者の特例を適用するときは、当該要件を証明する書類
- 6 提出書類の提出期限
平成13年5月23日（水）
（郵送の場合は、平成13年5月23日までの消印のあるものに限り受け付ける。）
- 7 提出書類の提出先
（1）提出先の名称 北海道上川支庁総務部会計課管財係
（2）提出先の所在地 郵便番号 079 - 8610 旭川市永山6条19丁目
電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 2225
- 8 その他
この調査は、入札指名業者の選考を目的とするが、指名競争入札の参加者として指名した場合以外は、結果を通知しない。

別記第1号様式

庭園管理者事業概要調査書

北海道上川支庁長 様 年 月 日

住所（主たる事業所の所在地）
氏 名（名称及び代表者氏名） 印

電話番号
担当となる営業所等

住所
氏 名
電話番号
（担当者氏名）

庭園管理者としての事業概要を関係書類を添えて提出します。
なお、記載事項及び添付書類のすべては、事実と相違ないことを誓約します。

事 業		概 要	
1	設 立 年 月 日	年 月 日	（営業年数 年）
2	資 本 金		千円
3	従 業 員 数		人
4	庭園管理関係技術者数		人

5	平成12年(度)の事業実績 自 年 月 日 至 年 月 日 （庭園、公園等緑地管理 関係に限る。）	北海道 他官庁 その他 計	千円 千円 千円 千円
	平成11年(度)の事業実績 自 年 月 日 至 年 月 日 （庭園、公園等緑地管理 関係に限る。）	北海道 他官庁 その他 計	千円 千円 千円 千円

- 添付書類
- 1 事業業績実績者名簿（別記第2号様式） 1通
- 2 技術者名簿（別記第3号様式） 1通
- 3 事業実績書に記載のある契約に係る契約書の写し（各年度ごとに主な契約に係るものの1件分） 1通
- 4 法人の登記簿謄本又は現在事項全部証明書（提出時から3か月以内のもの） 1通
- 5 定 款 の 写 し 1通
- 6 納 税 証 明 書（道税に係るもの） 1通

別記第2号様式

事業実績書
（ 年 月 日～ 年 月 日）

契 約 先	業 務 内 容	契 約 期 間	金 額(千円)
北 道			
海 道			
小 計			
他			

ア 実施体制 営業所の所在地、従業員数等 イ 国内外における家畜ふん尿処理やバイオガスプラントなどについての知見や調査実績 ウ 専門知識の蓄積程度、調査・研究の実績、経験程度 エ データ収集・整理能力 オ 想定される検討課題等に対する企画力 カ 各課題へのアプローチ手法 3 手続等 (1) 担当部署 郵便番号 080 - 8588 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁農業振興部計画課 電話番号 0155 - 24 - 3111 (内線 2861) 0155 - 27 - 8621 (直通) ク アクシミリ 0155 - 23 - 5528 (2) フロボーサル説明書の交付期間、場所及び方法 平成13年5月11日(金)から18日(金)まで (土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで) 交付場所は、(1)に同じ。 直接交付する(郵送はしない。) (3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法 平成13年5月18日(金) 午後5時 提出場所は(1)に同じ。 持参、郵送(書留郵便に限る。)による。 (4) フロボーサルの受領期限並びに提出場所及び方法 平成13年5月28日(月) 午後5時 提出場所は(1)に同じ。 持参すること。 必要に応じてヒアリングを行う。 4 その他 (1) 契約書作成の要否 要 (2) 関連情報入手するための照会窓口 3(1)に同じ。 (3) 詳細は、フロボーサル説明書によること。	
道教育庁留萌教育局長 北海道教育庁留萌教育局告示第2号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成13年5月11日 北海道教育庁留萌教育局長 松 浦 隆 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1月当たり単価) パソコンコンピュータ 1式 (42台×1校) (職業科) 2 落札を決定した日 平成13年4月24日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 松下クレジット株式会社 代表取締役 宮井 淳治 (2) 住 所 大阪市中央区城見2丁目1番61号 4 落札金額 1月当たり単価 175,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成13年北海道教育庁留萌教育局告示第1号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁留萌教育局企画総務課 (2) 所在地 北海道留萌市住之江町2丁目1番2	
真 藤 健 二 課 長 留 萌 教 育 局 長 北海道教育庁実習船管理局告示第1号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成13年5月11日 北海道教育庁実習船管理局長 石 田 良 雄 1 入札に付する事項 (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 実習船若竹丸第二種中間検査工事 一式 (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。	

第126号

報 告 公 開 申 請 事 項

第126号	(3) 履 行 期 日 平成13年8月20日	保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 郵便番号 041 - 8552 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道教育庁実習船管理局 電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 3324 (2) 交 付 方 法 (1)の場所て交付する。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 10 そ の 他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 入札説明会の日時及び場所 ア 日 時 平成13年6月5日 午前9時 イ 場 所 北海道函館市海岸町 函館港海岸町船溜岸壁 実習船若竹丸 (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁実習船管理局 イ 所 在 地 郵便番号 041 - 8552 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道教育庁実習船管理局
	(4) 履 行 場 所 造船所	
	2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 総トン数700トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。 (4) 造船所内に乾ドックを有すること。	
	3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成13年5月11日から25日まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。	
	ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041 - 8552 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道教育庁実習船管理局 電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 3324	
	(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。	
	4 契約条項を示す場所 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道教育庁実習船管理局	
	5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 郵便番号 041 - 8552 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北 海道教育庁実習船管理局 北海道教育庁実習船管理局 郵便番号 041 - 8552 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北 海道教育庁実習船管理局	
	(2) 入 札 日 時 平成13年7月19日 午前9時30分 (郵送による場合は、必着)	
	(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。	
	6 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札	

電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 3324

(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 詳細は、入札説明書による。

II Summary

A . Nature and quantity of the services to be procured, Training Ships
WAKATAKE-MARU Repair Service 1 Set.

B . Bid tendering Date and time : 9:30 A. M., July 19, 2001.

C . Contact point for notice : Management Bureau for Training Ships, Hokkaido Board of
Education, 6-ban, 16-gou, 4-Chome, Mihara, Hakodate, Hokkaido 041-8552 Japan.
Phone : 0138-47-9000 Ext. 3324

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第34号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成13年5月11日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

1	検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町2丁目3014番地の8株式会社平和
	代表者の氏名	代表取締役 中島 潤
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町2丁目3014番地の8
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
の概要	型式名	CR・ヤッターマンJ1
	製造業者名	株式会社平和
	型式試験番号	10011900
検定年月日	平成13年5月11日	

	検定番号	第10011900号
	検定の有効期間	公示の日（平成13年5月11日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 岸 勇夫
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
2	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	CRうらめし屋怪談物語
の概要	製造業者名	マルホン工業株式会社
	型式試験番号	10007700
検定年月日	平成13年5月11日	
検定番号	第10007700号	
	検定の有効期間	公示の日（平成13年5月11日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県日進市浅田町平子4番地1026 株式会社タイドー
	代表者の氏名	代表取締役 毒島 廣治
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県日進市浅田町平子4番地1026
3	遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
の概要	型式名	フイバークイーン2
	製造業者名	株式会社タイドー
型式試験番号	14008800	
	検定年月日	平成13年5月11日
検定番号	第14008800号	
	検定の有効期間	公示の日（平成13年5月11日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
	代表者の氏名	代表取締役 毒島 秀行
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地1
4	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
の概要	型式名	CRフイバーもののけSP

	概要	製造業者名 型式試験番号	株式会社三共 10010900
	検定年月日	平成13年5月11日	
	検定番号	第10010900号	
	検定の有効期間	公示の日（平成13年5月11日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区南船場二丁目9番14号 高砂電器産業株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 濱野 準一	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	三重県度会郡玉城町蚊野字松原2066番32 三重県志摩郡浜島町大字塩屋字広見603番1	
	型式の種類	回胴式遊技機	
5	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型式名	ユニバーサルモンスターV	
	製造業者名	高砂電器産業株式会社	
	型式試験番号	04055700	
	検定年月日	平成13年5月11日	
	検定番号	第04055700号	
	検定の有効期間	公示の日（平成13年5月11日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区南船場二丁目9番14号 高砂電器産業株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 濱野 準一	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	三重県度会郡玉城町蚊野字松原2066番32 三重県志摩郡浜島町大字塩屋字広見603番1	
	型式の種類	回胴式遊技機	
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
6	型式名	ユニバーサルモンスターZ	
	製造業者名	高砂電器産業株式会社	
	型式試験番号	14005600	
	検定年月日	平成13年5月11日	
	検定番号	第14005600号	
	検定の有効期間	公示の日（平成13年5月11日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会	
	代表者の氏名	代表取締役 市原 茂	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県西春日井郡西春日町大字沖村字西ノ川1番地	

7	型式の種類	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	型 式 名	踊れ！安来キッズEX
	概要	製造業者名 型式試験番号	株式会社大一商会 10010800
	検定年月日	平成13年5月11日	
	検定番号	第10010800号	
	検定の有効期間	公示の日（平成13年5月11日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフイア	
	代表者の氏名	代表取締役 井置 定男	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目201番地	
8	型式の種類	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	型 式 名	C R 男の花道Z
	概要	製造業者名 型式試験番号	株式会社ソフイア 10013400
	検定年月日	平成13年5月11日	
	検定番号	第10013400号	
	検定の有効期間	公示の日（平成13年5月11日）から3年間	

訓 練 条 件 知 示

北海道警察本部告示第61号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成13年5月11日

北海道警察本部長 山 田 高 廣

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成13年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成13年5月11日に一般競争入札の公告を行う運転免許証読取装置、申請書用高速プリンター及び附属ケーブルの賃貸借契約

(2) 資 格 運転免許証読取装置、申請書用高速プリンター及び附属ケー ルの賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。） (3) 物 品 等 の 種 類 運転免許証読取装置、申請書用高速プリンター及び附属ケー ルの賃貸借 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、 契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこ と。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 道税を滞納している者でないこと。 (5) 平成13年5月1日現在において、運転免許証読取装置、申請書用高速プリンター及び 附属ケーブルの賃貸事業を営んでいること。 (6) 過去2年間に於いて、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、か つ、誠実に履行した者であること。 (7) 調達物品の保守点検が可能な者であること。 3 資 格 要 件 の 特 例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合 （以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32 年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）に ついては、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の (5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。） 及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占 めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成13年5月11日から17日までの間にしなければならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成し た申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道警察本部交通部運転免許試験課 イ 提出先の所在地 北海道札幌市手稲区曙5条4丁目1-1	5 資格審査の再申請 (1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請 を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資 格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再 申 請 の 方 法 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作 成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資 格 の 有 効 期 間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契 約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有 効 期 間 の 更 新 資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資 格 の 喪 失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなつたときは、資格を失う。 北海道警察本部告示第62号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成13年5月11日 北海道警察本部長 山 田 高 廣 1 入札に付する事項 (1) 調達をする賃借物品の名称及び数量 運転免許証読取装置24台、申請書用高速プリンター24台及び附属ケーブル24式（1月 当たりの単価） (2) 調達をする賃借物品の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成13年7月1日から平成14年3月31日まで。ただし、予算の 範囲内で、平成18年6月30日を限度に当該契約期間を延長する ことが有り得る。 (4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 平成13年北海道警察本部告示第61号に規定する資格を有すること。
--	--

第 1 2 6 1 号

報 告 公 開 規 則

北 道

3 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236	3 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
4 入札執行の場所及び日時	4 入札執行の場所及び日時
(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場	(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(2) 入 札 日 時 平成13年5月21日 午前10時	(2) 入 札 日 時 平成13年5月21日 午前10時
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。	(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。	(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
5 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。	5 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。
6 郵便等による入札 郵便等による入札は認めない。	6 郵便等による入札 郵便等による入札は認めない。
7 入札説明書の交付に関する事項	7 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236	(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。	(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
8 落札者の決定方法 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。	8 落札者の決定方法 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
9 契約書作成の要否	9 契約書作成の要否
10 そ の 他	10 そ の 他
(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い	(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業	イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業

者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236	者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。	(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
(5) この入札の執行は、公開する。	(5) この入札の執行は、公開する。
(6) 詳細は、入札説明書による。	(6) 詳細は、入札説明書による。
(7) 契約保証金は、免除する。	(7) 契約保証金は、免除する。
胆振地区漁業調整委員会 公 告	
北海道情報公開条例の施行に関する胆振海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程の 次のとおり定める。 平成13年5月11日 胆振海区漁業調整委員会会長 北 山 秋 男 北海道情報公開条例の施行に関する胆振海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程 北海道情報公開条例の施行に関する胆振海区漁業調整委員会規程(平成10年5月22日公告)の一部を次のように改正する。 第8条を次のように改める。 (事業移送通知書) 第8条 条例第17条の2第2項の書面は、別記第8号様式その1の事業移送通知書によるものとする。 2 条例第17条の2第5項において準用する同条第2項の書面は、別記第8号様式その2の事業移送通知書によるものとする。 第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続) 第9条 条例第18条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次のとおりとする。 (1) 開示請求年月日 (2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容 (3) 意見書の提出先及び提出期限 2 条例第18条第2項に規定する実施機関が定める事項は、前項各号に定めるもののほか、	

条例第11条により開示する旨及びその理由とする。

3 条例第18条第2項の書面は、別記第9号様式の公文書の開示に係る意見照会書によるものとする。

4 条例第18条第3項の規定による書面は、別記第10号様式の開示決定に係る通知書によるものとする。

第12条の次に次の2条を加える。

（審査会に諮問した旨の通知）

第13条 条例第21条の2の通知は、別記第11号様式の審査会諮問通知書により行うものとする。

（第三者からの異議申立てを却下する場合等の通知）

第14条 条例第21条の3の規定において準用する条例第18条第3項の規定による書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 条例第21条の3第1号の決定をしたとき 別記第12号様式の第三者の異議申立てに係る公文書の開示通知書

(2) 条例第21条の3第2号の決定をしたとき 別記第13号様式の異議申立てに係る公文書の開示通知書

別記第8号様式を次のように改める。

別記第8号様式（第8条関係）

その1

事 案 移 送 通 知 書

第 年 月 日 号

様

胆振海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日 開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の2第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

1 公文書の名称
又は内容

2 移送をした理由

3 移送をした日 年 月 日

4 移送をした実施機関の担当事務局等 電話 (内線)

5 移送を受けた実施機関及び当該実施機関における担当部課等 実施機関 (電話 部 (内線) 課)

6 備考

注 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等を行うこととなります。

不明な点は、担当部課等にお問い合わせください。

(日本工業規格A4)

その2

事 案 移 送 通 知 書

第 年 月 日 号

様

胆振海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日 開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の2第5項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

1 公文書の名称
又は内容

2	移 送 を し た 理 由	
3	移 送 を し た 日	年 月 日
4	移 送 を し た 実 施 機 関 の 担 当 事 務 局 等	電 話 (内 線)
5	移 送 を 受 け た 北 海 道 議 会 議 長 に お け る 担 当 課 等	北 海 道 議 会 事 務 局 課 電 話 (内 線)
6	備 考	

注 本件開示請求については、移送を受けた北海道議会議長において開示決定等をするようになります。
不明な点は、担当課等にお問い合わせください。

(日本工業規格 A 4)

別記第 8 号様式の次に次の 5 様式を加える。

別記第 9 号様式 (第 9 条関係)

公文書の開示に係る意見照会書	
第 年 月 日	号 日
様	
胆振海区漁業調整委員会会長 印	
北海道情報公開条例に基づき、 年 月 日に次のとおり に関する情報が記録された公文書について開示請求がありました。 本件開示請求に係る公文書を次の理由により開示をすることに対して、北海道情 報公開条例第 18 条第 2 項の規定により、ご意見をお聴きしますので、別紙「公文書	

の開示決定に係る意見書」により、 年 月 日までにご返送ください。	
1 公文書の名称 又は内容	
2 上記公文書に記録されている 情報の内容	
3 北海道情報公開条例 第 11 条により開示をす る理由	
4 意見書の提出先 (担当事務局等)	(〒 -) 電話 (内線) FAX
5 備 考	

(日本工業規格 A 4)

別紙

公文書の開示決定に係る意見書	
第 年 月 日	号 日
様	
胆振海区漁業調整委員会会長 様	
住 所 (法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)	
氏 名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)	
連絡先	電話番号
年 月 日	日付けて照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 公 文 書 の 名 称 又 は 内 容			
2 開 示 決 定 に 対 す る 反 対 意 思 の 有 無		有	無
3 意 見	開示されると 支障がある部分		
	開示されると 支障がある理由		

注 2の欄は、該当する方を○印で囲んでください。
なお、2の欄で、「有」を○印で囲んだ場合には、3の欄に意見を具体的に記載してください。

(日本工業規格A4)

別記第10号様式 (第9条関係)

公 文 書 の 開 示 決 定 に 係 る 通 知 書	
第 号 年 月 日	様
胆振海区漁業調整委員会会長 印	
年 月 日付けの に関する情報が記録された公文書の開示請求について、北海道情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示決定をしたので、通知します。 この開示決定に不服がある場合は、この開示決定があったことを知った日の翌日	

から起算して60日以内に、北海道知事に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができませんが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは に関する情報が開示されますので、御了承ください。

1 公 文 書 の 名 称	
2 開示決定年月日及び 番号	年 月 日付け 第 号
3 開示決定をした理由	
4 開示を実施する日	年 月 日
5 担 当 事 務 局 等	電話 (内線)
6 備 考	

(日本工業規格A4)

別記第11号様式 (第13条関係)

審 査 会 諮 問 通 知 書	
第 号 年 月 日	様
胆振海区漁業調整委員会会長 印	
年 月 日付けの開示決定等に対する異議申立てについて、北海道	

情報公開条例第21条第1項の規定により、次のとおり北海道情報公開審査会に諮問したので、通知します。

1 公文書の名称	
2 不服申立ての内容	
3 諮問をした日	年 月 日
4 担当事務局等	電話 (内線)
5 備考	

別記第12号様式 (第14条関係) (日本工業規格A4)

第三者の異議申立てに係る公文書の開示通知書

第 年 月 日 号

様

胆振海区漁業調整委員会会長

印

に関する情報が記録された公文書について、異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1 公文書の名称

2 異議申立てに係る情報 (開示決定した情報のうち、異議申立人が非開示を求めた情報)

3 2に記載された情報のうち、開示する情報

4 異議申立てに対する決定 (却下又は棄却する決定) の理由

5 開示を実施する日	年 月 日
6 担当事務局等	電話 (内線)
7 備考	

別記第13号様式 (第14条関係) (日本工業規格A4)

異議申立てに係る公文書の開示通知書

第 年 月 日 号

様

胆振海区漁業調整委員会会長

印

に関する情報が記録された公文書について、年 月 日付け第 号で非開示 (一部開示) 決定をしましたが、当該処分に係る異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1 公 文 書 の 名 称	
2 異議申立てに係る情報（非開示とした情報のうち、異議申立人が開示を求めた情報）のうち、 開示に関する情報	
3 2に記載された情報のうち、開示する情報	
4 異議申立てに対する決定（原処分を変更する決定）の理由	
5 開示を実施する日	年 月 日
6 担 当 事 務 局 等	電話 (内線)
7 備 考	

(日本工業規格A4)

附 則
この規程は、平成13年5月11日から施行する。

宗谷地区興業調整委員会
規 程

北海道情報公開条例の施行に関する宗谷海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成13年5月11日

宗谷海区漁業調整委員会会長 安 藤 善 則
北海道情報公開条例の施行に関する宗谷海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規

程

北海道情報公開条例の施行に関する宗谷海区漁業調整委員会規程（平成10年5月22日公告）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（事案移送通知書）

第8条 条例第17条の2第2項の書面は、別記第8号様式その1の事案移送通知書によるものとする。

2 条例第17条の2第5項において準用する同条第2項の書面は、別記第8号様式その2の事案移送通知書によるものとする。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続）

第9条 条例第18条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 開示請求年月日

(2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第18条第2項に規定する実施機関が定める事項は、前項各号に定めるもののほか、条例第11条により開示をする旨及びその理由とする。

3 条例第18条第2項の書面は、別記第9号様式の公文書の開示に係る意見照会書によるものとする。

4 条例第18条第3項の規定による書面は、別記第10号様式の開示決定に係る通知書によるものとする。

第12条の次に次の2条を加える。

（審査会に諮問した旨の通知）

第13条 条例第21条の2の通知は、別記第11号様式の審査会諮問通知書により行うものとする。

（第三者からの異議申立てを却下する場合等の通知）

第14条 条例第21条の3の規定において準用する条例第18条第3項の規定による書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 条例第21条の3第1号の決定をしたとき 別記第12号様式の第三者の異議申立てに係る公文書の開示通知書

(2) 条例第21条の3第2号の決定をしたとき 別記第13号様式の異議申立てに係る公文書の開示通知書

別記第8号様式を次のように改める。

別記第8号様式（第8条関係）

その1

事 案 移 送 通 知 書

第 年 月 日 号

様

宗谷海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の2第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

1 公 文 書 の 名 称 又 は 内 容	
2 移 送 を し た 理 由	
3 移 送 を し た 日	年 月 日
4 移送をした実施機関 の担当事務局等	電話 (内線)
5 移送を受けた実施機 関及び当該実施機関に おける担当部課等	実施機関 (内線) 部 課) 電話 (内線)
6 備 考	

注 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等を行うこととなります。
不明な点は、担当部課等にお問い合わせください。

(日本工業規格 A 4)

その2

事 案 移 送 通 知 書

第 年 月 日 号

様

宗谷海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の2第5項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

1 公 文 書 の 名 称 又 は 内 容	
2 移 送 を し た 理 由	
3 移 送 を し た 日	年 月 日
4 移送をした実施機関 の担当事務局等	電話 (内線)
5 移送を受けた北海道 議会議長における担当 部課等	北海道議会事務局 課 電話 (内線)
6 備 考	

注 本件開示請求については、移送を受けた北海道議会議長において開示決定等を行うこととなります。
不明な点は、担当課等にお問い合わせください。

(日本工業規格 A 4)

別記第 8 号様式の次に次の 5 様式を加える。

別記第 9 号様式（第 9 条関係）

別紙

公文書の開示決定に係る意見書

年 月 日

宗谷海区漁業調整委員会会長 様

住 所（法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地）

氏 名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

連絡先 電話番号

年 月 日付けて照会のあった件について、次のとおり回答します。

公文書の開示に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

宗谷海区漁業調整委員会会長

印

北海道情報公開条例に基づき、 年 月 日に次のとおり
に関する情報が記録された公文書について開示請求がありました。
本件開示請求に係る公文書を次の理由により開示することに対して、北海道情
報公開条例第18条第 2 項の規定により、ご意見をお聴きしますので、別紙「公文書
の開示決定に係る意見書」により、 年 月 日までにご返送ください。

1 公文書の名称 又は内容	
2 上記公文書に記録さ れている に関する情報の内容	
3 北海道情報公開条例 第11条により開示をす る理由	
4 意見書の提出先 （担当事務局等）	（〒 - ） 電話 （内線） FAX
5 備考	

1 公文書の名称 又は内容		
2 開示決定に対する 反対意思の有無	有	無
3 意見	開示されると 支障がある部分	
	開示されると 支障がある理由	

注 2 の欄は、該当する方を○印で囲んでください。
なお、2 の欄で、「有」を○印で囲んだ場合には、3 の欄に意見を具体的に記
載してください。

別記第10号様式（第9条関係）

公文書の開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

宗谷海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けの

に関する情報が記録され

た公文書の開示請求について、北海道情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示決定をしたので、通知します。

この開示決定に不服がある場合は、この開示決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができますが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは に関する情報が開示されますので、御了承ください。

1 公文書の名称	
2 開示決定年月日及び番号	年 月 日付け 第 号
3 開示決定をした理由	
4 開示を実施する日	年 月 日
5 担当事務局等	電話 (内線)
6 備考	

別記第11号様式（第13条関係）

審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

宗谷海区漁業調整委員会会長

印

年 月

日付けの開示決定等に対する異議申立てについて、北海道

情報公開条例第21条第1項の規定により、次のとおり北海道情報公開審査会に諮問したので、通知します。

1 公文書の名称	
2 不服申立ての内容	
3 諮問をした日	年 月 日
4 担当事務局等	電話 (内線)
5 備考	

別記第12号様式（第14条関係）

第三者の異議申立てに係る公文書の開示通知書

第 年 月 日 号

様

宗谷海区漁業調整委員会会長

印

に関する情報が記録された公文書について、異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1	公文書の名称	
2	異議申立てに係る情報（開示決定した情報のうち、異議申立人が非開示を求めた情報）	
3	2に記載された情報のうち、開示する情報	
4	異議申立てに対する決定（却下又は棄却する決定）の理由	
5	開示を実施する日	年 月 日
6	担当事務局等	電話 (内線)
7	備考	

(日本工業規格A4)

別記第13号様式（第14条関係）

異議申立てに係る公文書の開示通知書

第 年 月 日 号

様

宗谷海区漁業調整委員会会長

印

に関する情報が記録された公文書について、 年 月 日付け第 号で非開示（一部開示）決定をしましたが、当該処分に係る異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1	公文書の名称	
2	異議申立てに係る情報（非開示とした情報のうち、異議申立人が開示を求めた情報）のうち、 に関する情報	
3	2に記載された情報のうち、開示する情報	
4	異議申立てに対する決定（原処分を変更する決定）の理由	
5	開示を実施する日	年 月 日
6	担当事務局等	電話 (内線)
7	備考	

(日本工業規格A4)

附 則

この規程は、平成13年5月11日から施行する。

○ 正 誤

平成13年5月8日（第1260号）

北海道告示第837号（特定調達契約に係る入札の公告）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄 行
48	左 17
正	<u>2の(3)及び(5)に</u>
誤	<u>2の(3)から(5)までに</u>